

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市野球場条例</p> <p>平成16年12月27日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市野球場条例</p> <p>盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>300円（市の</u> <u>区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合にあっては、</u> <u>600円）</u>を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則（令和7年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市野球場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市野球場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する野球場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市野球場条例</p> <p>平成16年12月27日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市野球場条例</p> <p>盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>200円</u> <u>を徴収する。</u></p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p>